

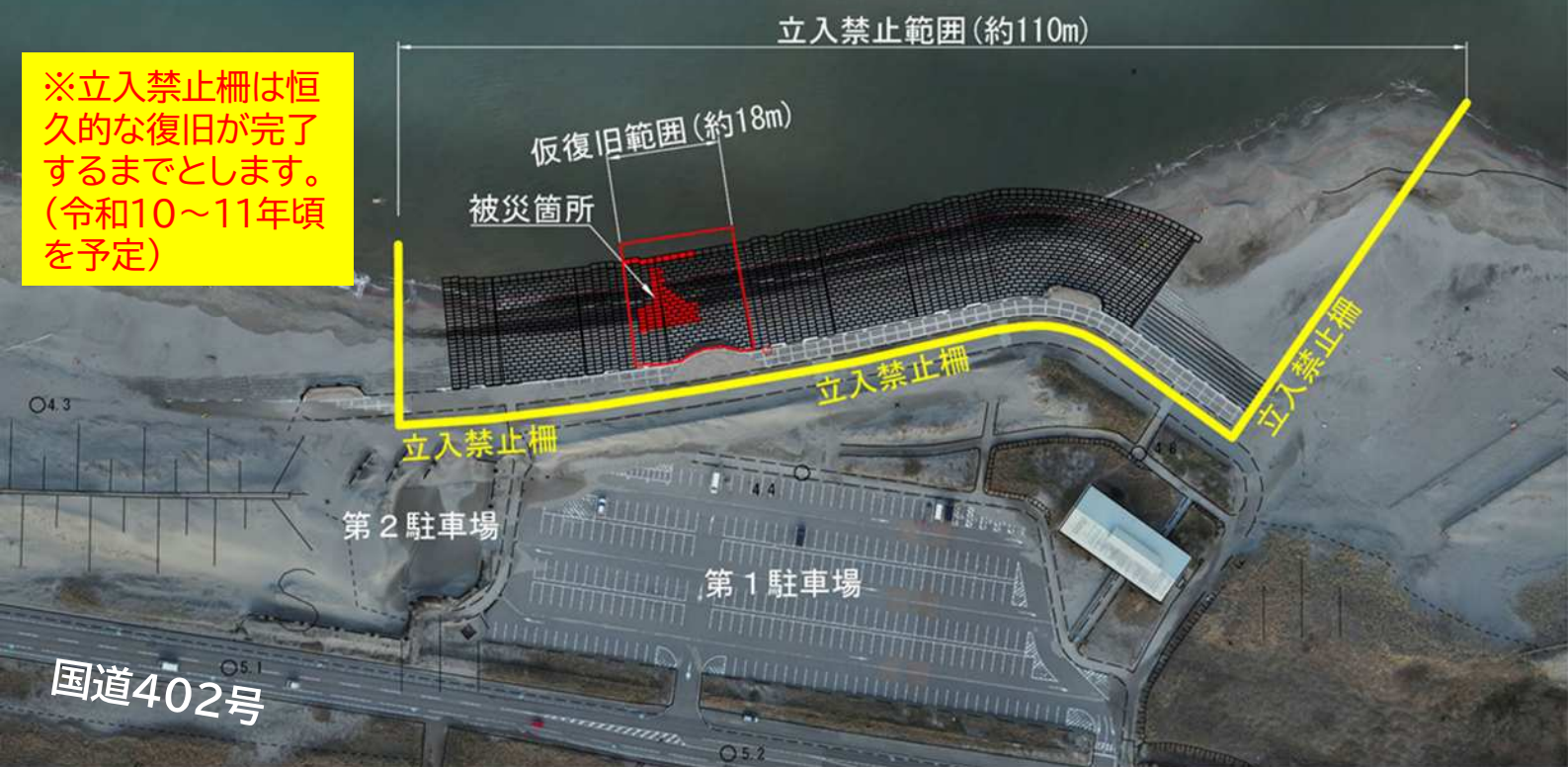
なぎさのふれあい広場 利用について

△ 護岸陥没に伴う利用制限のお願い △

有明浜のなぎさのふれあい広場の緩傾斜護岸で昨年12月末に冬季風浪による陥没が見つかりました。
現在、緩傾斜護岸は安全のため立入禁止措置を行っています。
令和8年6月初旬より護岸の陥没を防ぐための仮復旧工事を行う予定ですが、その後も恒久的な対策が完了するまで立入禁止措置を継続します。
また工事期間中は駐車場の一部についても利用を制限させていただく予定としています。制限範囲につきましては工事の進捗により変わりますので現地の案内に従っていただけますようお願いいたします。
長期にわたり、ご不便をおかけしますがご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平面図

※立入禁止柵は恒久的な復旧が完了するまでとします。
(令和10～11年頃を予定)



- 仮復旧工事は6月初旬から令和8年9月末までの平日の施工を予定しています。
- 第1駐車場の一部の利用制限は準備及び後片付けの6月中旬、9月下旬を予定していますが、変更等もありますので現地の案内に従ってください。
- 工事期間、第2駐車場は立入禁止となります。



■お問い合わせ

国土交通省 信濃川下流河川事務所 関屋出張所

〒951-8134 新潟市西区関屋1827-39

TEL 025-267-6857

令和8年6月